

彦三五番丁下組地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		彦三五番丁下組地区 まちづくり計画	
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市瓢箪町及び彦三町2丁目の各一部	
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.0ha	
まちづくりの目標		<p>本地区は、金沢駅と武蔵地区に近い場所に位置し、また彦三大通りと小橋大通りに隣接した利便性の高い地区であり、立地条件を生かし生活に密着した商店なども含め、閑静な住宅地を形成してきた。</p> <p>落ち着いた住宅地という特徴を維持しつつ、今後も安心安全で静かな環境を守ることをまちづくりの目標とする。</p>	
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現にむけて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 安心し、落ち着いて暮らせるまちづくり</p> <p>(2) 地域コミュニティを大切にし、まとまりのあるまちづくり</p>	
住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	地区の区分	名称	住居地区
		面積	約0.3ha
	建築物等の用途の制限		近隣商業地区
			約0.7ha
	建築物等の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。</p> <p>(1) 畜舎</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供するもの</p>	
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（と）項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>（広告物等） 表示面積が1㎡を超える屋外広告物等を設置しようとする者（変更する者を含む。）は、事前に彦三五番丁下組町会（以下「町会」という。）と協議しなければならない。</p>		
土地利用等の制限	<p>新たに土地、建築物等を利用し、又は活用しようとする者（従前の用途を変更する者を含む。）は、事前に町会と協議しなければならない。</p>		

住み良いまちづくりを推進するために必要な事項	そ の 他	<p>(1) 建築物を旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項（簡易宿所営業）に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。ただし、令和2年2月20日（協定締結日）以前から営業している場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 建築物を住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項（住宅宿泊事業）に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。</p> <p>(3) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。</p> <p>(4) たばこ及びゴミのぼい捨て並びに長時間に渡る路上駐車をしないよう努める。</p> <p>(5) 空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び環境保全の対策を講ずるよう努める。</p> <p>(6) 地域において実施される地域活動、地区保存活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。</p> <p>(7) 災害時はもとより、日頃からひとり暮らしの高齢者へ声をかけるなど地域のコミュニティの維持に努める。</p> <p>(8) 冬期間の道路除雪は、事業者も含め相互に協力し、地域が主体となって取り組むよう努める。</p> <p>(9) 夜間に管理人が常駐しない事業所にあつては、夜間の連絡先を町会へ通知する。</p> <p>(10) 土地、建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。</p>
------------------------	-------	---

●このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第11条第1項の規定により、令和2年2月20日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結しました。

●これらの基準とは別途に、「景観法」、「金沢市屋外広告物に関する条例」及び「金沢市における夜間景観の形成に関する条例」に基づく手続きが必要となる場合があります。